

運送業者向け 任意労災補償プラン

みんなの労災ガード(業務災害補償総合保険)

富士火災から運送業者の皆様へ「運送業者向け任意労災補償プラン」をご案内します。
是非、ご検討ください!!

「運送業者向け任意労災補償プラン」(業務災害補償総合保険)の主な特長

基本補償

無記名式のため、
補償対象者の方のお名前は
不要です。

※ご契約時に補償対象者の範囲を定めます。

役員・従業員のほか、
パート・アルバイト、備車運転手、
派遣社員も補償!

※備車運転手とは、貴社から商品等の運送業務を請け負って、
自己所有の車両(トラックなど)を用いて業務を遂行する方をいいます。

政府労災補償の対象
とならない
事業主の方々も補償します。

保険金は
政府労災の認定を待たず
にお支払いします。

(一部の補償においては政府労災の認定が必要となります。)

保険金は
会社にお支払いします。

(疾病入院医療費用特約、疾病入院保険金支払特約は除きます。)
※補償対象者(従業員等)の事前の同意が必要です。

労災認定された
脳・心疾患、精神障害も
補償します。

高額な賠償金や
弁護士費用などの
訴訟費用も補償します。

(使用者賠償責任特約)*

従業員等の就業不能中
の所得を補償します。

(休業補償保険金支払特約)*

ケガ等による
入通院で病院に支払った
治療費を実費でお支払いします。

(傷害医療費用補償特約)*

病気による入院を
補償します。

(疾病入院保険金支払特約)*

*これらの特約はご自由に選択いただけます。

保険料は全額損金処理が可能!
※実際の税務処理は税理士にご確認ください。

業務中の地震リスクへの備えを追加することもできます!

多発する労災事故。 万一労災事故が発生した場合、政府労災だけで十分とお考えですか!?

労災事故が起こった場合、政府労災により労働者の死亡・負傷・疾病等に対して保険給付されますが、被災労働者の全ての損害が補償されるわけではありません。自動車事故で自賠責保険に任意保険をプラスすることで自賠責保険の不足分をカバーするように、労災事故に対しても政府労災に『上乘せ補償』をプラスすることで政府労災の不足分をカバーする必要があります。

政府労災の給付	
死亡	遺族(補償)給付
	葬祭料(葬祭給付)
負傷・疾病	療養(補償)給付
	障害(補償)給付
	休業(補償)給付
	傷病(補償)年金
	介護(補償)給付

カバーされない部分		
休業(補償)給付の不足分 <small>【休業3日目までの補償・給付基礎日額の20%相当額】</small> 	被災者本人や遺族への見舞金 	被災者本人や遺族への精神的ダメージ(慰謝料)

「運送業者向け任意労災補償プラン」(業務災害補償総合保険)の主な補償内容

基本補償	従業員等向け 業務に従事中のケガ等により死亡されたとき <small>労災認定された脳・心疾患等も補償</small> 死亡補償保険金支払特約	事業主向け 従業員等の業務中の身体障害による死亡により法律上の賠償責任を負われたとき 使用者賠償責任特約(死亡のみ) <small>※「使用者賠償責任特約」に変更することもできます。</small>
	賠償	

従業員等向け 主なオプション(特約)	業務に従事中のケガ等に関する補償	病気に関する補償	
	ケガ等により後遺障害が生じたとき <small>労災認定された脳・心疾患等も補償</small> 後遺障害補償保険金支払特約	ケガ等により入院されたとき <small>労災認定された脳・心疾患等も補償</small> 入院補償保険金支払特約	病気の入院治療費、自己負担分、差額ベッド代、先進医療(注1)費用等を負担されたとき 疾病入院医療費用特約
	ケガ等により通院されたとき <small>労災認定された脳・心疾患等も補償</small> 通院補償保険金支払特約	ケガ等の治療費、差額ベッド代等を負担されたとき 傷害医療費用補償特約	病気で入院されたとき 疾病入院保険金支払特約
	事業主の費用等に関する補償	従業員等の業務中の身体障害により法律上の賠償責任を負われたとき 使用者賠償責任特約	従業員等の死亡時の葬祭見舞金 葬祭見舞金特約
	従業員等の死亡・重度の後遺障害時の臨時費用 <small>労災認定された脳・心疾患等も補償</small> 事業主臨時費用特約(死亡・重度後遺障害のみ)	従業員等の死亡時の葬祭見舞金 葬祭見舞金特約	従業員等がケガ等により死亡されたとき保険金を代替雇用費用等に充当することができます(注2) <small>災害補償規定等による傷害死亡保険金受取人指定に関する特約セット</small> 傷害死亡保険金支払特約
	従業員等の業務中の身体障害により法律上の賠償責任を負われたとき 使用者賠償責任特約	従業員等の死亡時の葬祭見舞金 葬祭見舞金特約	従業員等がケガ等により死亡されたとき保険金を代替雇用費用等に充当することができます(注2) <small>災害補償規定等による傷害死亡保険金受取人指定に関する特約セット</small> 傷害死亡保険金支払特約

(注1)厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院・診療所において行われる医療のうち厚生労働大臣が定めた高度な医療技術を用いた療養をいいます。全ての最先端医療をいうものではありません。先進医療の種類、取扱病院および要件については、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyaku/isei/sensiniryoo/>)にてご確認ください。
 (注2)保険金を代替雇用費用等に充当することについて被保険者(従業員等)の事前の同意が必要です。

このチラシは「業務災害補償総合保険」の概要を説明したものです。その他の補償内容等(保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いできない主な場合など)については「みんなの労災ガード(業務災害補償総合保険)パンフレット」をご覧ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

商品・契約内容に関するお問い合わせは… 富士火災 お客さまセンター 0120-228-386 <small>*携帯電話・PHSからもご利用になれます。 ●平日:午前9:00~午後6:00(年末年始を除きます) ●土日祝:午前9:00~午後5:00(除きます。)</small>	事故の受付・ご相談は… 富士火災 セイフティ24コンタクトセンター 0120-220-557 <small>*携帯電話・PHSからもご利用になれます。 24時間・365日受け付けております。</small>	電話番号はおかけ間違いのないように ご不満・ご要望のお申し出は… 富士火災 お客さまの声室 0120-246-145 <small>*携帯電話・PHSからもご利用になれます。 ●平日:午前9:00~午後7:00(年末年始を除きます。)</small>	弊社との間で問題を解決できない場合は… 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022-808 <small>*PHS・IP電話からは03-4332-5241 ●平日:午前9:15~午後5:00(12月30日~1月4日を除きます。) ※電話料金はお客さま負担となります。</small>
---	---	--	---

富士火災海上保険株式会社

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20
 TEL.03-5400-6000(大代表)
<http://www.fujikasai.co.jp/>



お問い合わせは

ライズイン株式会社

〒710-0805
 岡山県倉敷市片島町1018-1
 TEL.086(465)5231 FAX.086(466)6441